

# オンライン授業に活用！著作物の公衆送信について

「教科書の一部を画面に映して共有したい」

「講義スライドに著名な研究論文の本文や写真を載せて共有したい」

オンライン授業ではよくある光景ですが、他者の著作物を無断でインターネット送信しても良いものなのでしょうか？

従来はこうした利用は要許諾でしたが、改正著作権法第35条に基づき2020年4月に開始された「**授業目的公衆送信補償金制度**」（SARTRASが管理）により、**有償・無許諾**での公衆送信が可能になりました。本学も2020年度より本制度に加入しています。

制度の認める範囲を理解し、著作物の適正利用を心がけましょう。

## 授業目的公衆送信補償金制度とは

補償金は大学負担  
一括料金のため何回使ってもOK

営利目的でない教育機関において、補償金を支払う代わりに  
**著作物を公衆送信（≒インターネット送信）**できるという制度

- ◎営利を目的としない教育機関で
- ◎教育を担任する者・授業を受ける者は
- ◎**授業**の過程で利用する場合には
- ◎**必要と認められる限度**において
- ◎著作物を**公衆送信**できる
- ◎ただし、**著作権者の利益を不当に害する場合は適用されない**



もっと詳しく！

## どこまでが「授業」？

- ・講義、実習、演習、ゼミ等
- ・オンライン講義・オンデマンド講義
- ・履修者による予習・復習  
など

- ・教職員会議
- ・学校説明会
- ・保護者会  
など

## 「著作権者の利益を不当に害する場合」とは？

・複製部数や送信対象者数が  
履修者の数を超える

・複製（公衆送信）範囲が  
著作物の全部

・毎回の授業で同じ  
著作物を複製して  
少しずつ配布

・本来購入するべき  
教科書や問題集を  
複製して配布

・組織的に著作物の  
電子データをサーバ  
へストックする  
など

# FAQ こんな場合は？

Q.海外の新聞記事の一部を講義画面に映して紹介しても良い？



A.大丈夫です。授業目的公衆送信補償金制度は、国内外のすべての著作物が対象となります。

Q.授業用の動画をYouTubeで一般公開する場合も著作物を利用して大丈夫？



A.公開先を履修者に限定する必要があります。YouTube等の動画サイトであれば、動画のプライバシーを「限定公開」や「非公開」に設定してください。  
一般公開する場合は、著作権者の許諾が必要です。

Q.授業目的公衆送信制度はオンラインデータベースや電子ジャーナルなどにも適用される？



A.大学で契約するオンラインデータベース・電子ジャーナル・電子書籍等の授業での利用に際しては、提供元との契約内容が、著作権法よりも優先されます。個別の利用許諾契約を確認する必要がありますのでご注意ください。

より詳しい情報はこちら

授業目的公衆送信制度の詳細について

- ・「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」  
一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）  
<https://sartras.or.jp/seido/>



著作権全般について

- ・「著作権に関する教材、資料等」文化庁  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>



問い合わせ先

順天堂大学本郷・お茶の水キャンパス学術メディアセンター  
[library@juntendo.ac.jp](mailto:library@juntendo.ac.jp)